

平成 26 年 7 月 23 日

ＪＡＳ法に基づく品質表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」という。）の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

遺伝子組換え食品に関する品質表示基準の第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号に係る別表 3 に、ステアリドン酸産生大豆に係る表示基準を追加する。

2. 諮問に至った経緯

遺伝子組換え大豆である「ステアリドン酸産生大豆 MON87769 系統」については、厚生労働省へ遺伝子組換え食品等の安全性審査の申請がされ、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会において食品健康影響評価が実施されたところである。

当該大豆は、遺伝子組換え食品に関する品質表示基準において、遺伝子組換えに関する表示が必要な特定遺伝子組換え農産物に該当することから、同基準を一部改正するものである。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、遺伝子組換え食品に関する品質表示基準の改正について、各省庁との協議、パブリックコメント（30 日程度）、WTO 通報（60 日程度）を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議の後、消費者委員会から答申を受理し、遺伝子組換え食品に関する品質表示基準を改正する予定。

本件に関する問合せ先

(担当) 消費者庁食品表示企画課

船田、松尾、佐野

TEL : 03-3507-9223 (直通)

FAX : 03-3507-9292

H P : <http://www.caa.go.jp/>